

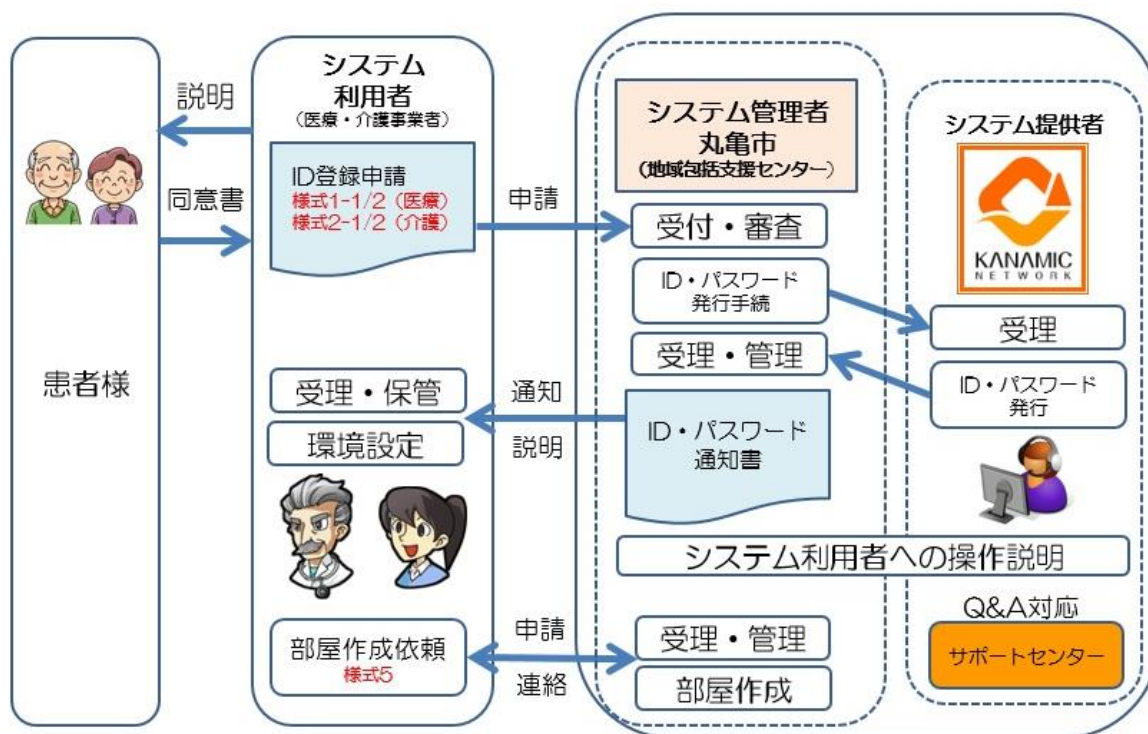
「医療介護連携システム」利用における 個人情報の適切な取扱いの手引き

令和6年4月1日版

丸亀市

【Ⅰ】情報共有システム利用登録依頼書(様式1-1/2)(様式2-1/2)、「新規部屋作成依頼書」(様式5-1)の手続

医療介護連携システムを利用する者(以下「システム利用者」という。)は、丸亀市長宛に、あらかじめ次の手順による手続きが必要になります。



※ID・パスワードの発行には1週間程度かかりますので、事前のID作成をお奨め致します。

【新規登録手順の手順】

①<システム利用者(医療・介護事業者)>

情報連携システム利用登録依頼書(医療用:様式1-1/2、介護用:様式2-1/2)、誓約書に必要事項を記入し丸亀市(地域包括支援センター)へ提出してください。

在宅療養者の部屋を作成する場合は、新規部屋作成依頼書(様式5-1)、同意書も合わせてご提出ください。

②<丸亀市>

ID・パスワードの発行後、丸亀市よりID・パスワードを通知します。

③<システム利用者(医療・介護事業者)>

医療介護連携システムの利用を開始します。

※既に医療介護連携システムを利用して、追加で新規の在宅療養者についてシステム利用をする場合は、(様式1-1/2)(様式2-1/2)、誓約書の提出及び操作説明等の手続きを省略します。

【Ⅱ】導入に係る必要な設備及び費用負担

(1) 必要な設備

○システムを利用するためのパソコン又はタブレット端末等は、システム利用者が準備をしてください。

○システム利用に係る動作環境は以下のとおりです。

①OS(オペレーティングシステム)

パソコン・タブレット端末等で下記のOSがご利用になれます。

- ・ Microsoft Windows (Windows7 以降を推奨)
- ・ Android (無料 OS のため、機種により一部機能が使えない場合あり)
- ・ iOS(推奨)

②ウェブブラウザについて

パソコン・タブレット端末等で下記のウェブブラウザがご利用頂けます。

- ・ Microsoft Internet Explorer (推奨)
- ・ Safari (推奨)
- ・ Chrome(基本動作確認済み)
- ・ Android 標準ブラウザ (無料 OS のため機種により一部機能に制約有り)

○ウイルス対策(セキュリティソフトのインストール等)を講じてください。

(2) 医療介護連携システム利用に係る費用

○システムの利用料は医療介護連携システムの管理者である丸亀市が負担するため、システム利用者の負担はありません。

○インターネットの回線使用料及びインターネット環境を維持するための費用は、システム利用者のご負担となります。

【Ⅲ】医療介護連携システム利用方針

この方針は、在宅における医療・介護業務に携わる医師、看護師、薬剤師、介護支援専門員等の関係者が、在宅療養者・介護サービス利用者等（以下「療養者」という。）の診療、介護等に関わる個人情報などの取り扱いについて医療介護連携システムを利用して適切に管理するために必要な事項を定める。

1. 医療介護連携システム管理者及び責務

この医療介護連携システムの管理者（以下「システム管理者」という。）は丸亀市であり、医療介護連携システム利用に係る管理権限と責務を有する。

2. 医療介護連携システム利用の承認

システム利用者は、あらかじめ「情報共有システム利用登録依頼書（様式1-1/2、2-1/2）」、「個人情報の取り扱いに関する誓約書」をシステム管理者である丸亀市に提出し、医療介護連携システムの利用に関する所定の手続きをしなければならない。

丸亀市は、次に掲げる事項を遵守し個人情報を適切に管理できるシステム環境の確認及び整備をしなければならない。

- ・ 医療及び介護サービス関係者が療養者の個人情報を共有することの取扱いについて本人或いは家族などから同意を得ているか確認する（同意書）。
- ・ 医療介護連携システムの利用者は療養者に関する個人情報の取り扱いに関して、漏えいや目的外に利用しないことの誓約をしたことを確認する（誓約書）。
- ・ 医療介護連携システム利用に際し、適切なID及びパスワードの発行及び手続きをする。

3. システム利用者及びシステム管理者の責務

システム利用者及びシステム管理者は、個人情報取扱事業者として法令及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン4. 2版」、総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1. 1版」等に定める次の各号に関する事項について遵守しなければならない。

（1）利用目的の特定

システム利用者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的の範囲について、医療・介護サービスを担当する事業者が通常必要とされる次に掲げる業務に特定しなければならない。

- ・ 療養者等に提供する医療サービス及び介護サービス
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ・ 医療機関等からの照会への回答
- ・ 療養者の診療等にあたり外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 家族等への病状説明、心身の状況説明

- ・ 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ サービス担当者会議等によるサービス事業者等との連携

(2) 利用目的の公表

システム利用者は、個人情報を取り扱う業務の利用目的を制限して利用することについて、療養者に説明をしなければならない。

(3) 安全及び正確性の確保

システム利用者及びシステム管理者は、適正な医療・介護サービスを提供するため必要な範囲において取得した療養者の個人データについて、安全及び正確性の確保に必要な次の各号に関する事項を遵守しなければならない。

- ・ 医療介護連携システムを利用する者の所属する医療機関及び介護サービス事業者等は、医療介護連携システムを利用する者の中からシステム管理担当者を1名以上おき、個人情報の適切な取り扱いが利用者間でなされるよう監督すること。
- ・ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合又は発生の可能性が高いと判断した場合は、システム管理者に速やかに連絡をし、必要な措置を講じなければならない。
- ・ 民間事業者等に医療介護連携システムの使用に係る端末機器の保守について委託する場合は、契約において個人情報の適切な取り扱いを規定し、受託者に対して必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・ 従業者及び従業者であった者との雇用契約や就業規則、教育研修等において、個人データの取り扱いについて守秘義務を課すなど必要かつ適切な監督をしなければならない。
- ・ 使用するモバイル端末には画面ロック等をかけるなど、盗難、紛失時の情報漏えいを防ぐ手立てを講じること。
- ・ 医療介護連携システムを起動(ログイン)する際に使用する利用者ID及びパスワードは、利用を許可された本人以外が使用してはならない。また、ブラウザ等でのパスワードの保存はしないこと。
- ・ 医療介護連携システムを起動(ログイン)する際に使用するパスワードは、定期的(月に1度)に変更しなければならない。
- ・ 医療介護連携システムに登録されている個人データは、システム管理者の許可なく、無断で他の情報システム等に複写してはならない。
- ・ 医療介護連携システムに関する情報通信ネットワーク及び情報機器等の環境については、システム管理者により情報セキュリティ上の安全性を認められた環境でなければ使用してはならない。

(4) 個人データの取り扱いに関する本人の同意

システム利用者は、個人データの取り扱いに関する療養者本人の同意について、

次の事項を遵守しなければならない。

- ・ 医療関係事業者が、療養者に医療サービスを提供するため必要な通常公表している利用目的の範囲において、外部の医療関係事業者に個人データを提供することについては包括的な本人の黙示による同意を得ていると判断することができるが、疾病の内容等によって、あらかじめ本人の明確な同意を得ることが好ましい場合は書面等による本人の同意を得なければならない。
- ・ 介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等で本人及び家族の個人データを用いる場合は、事業所内の掲示による本人の同意ではなく、あらかじめ文書により本人及び家族の同意を得なければならないと規定されているため準拠しなければならない。

(5)本人からの求めによる保有個人データの開示

医療・介護関係事業者は、療養者本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該個人データを開示しなければならない。

なお、システム管理者は、開示に必要な個人データの利用状況等を速やかに医療・介護関係事業者に提供しなければならない。

ただし、個人データを開示することで業務の適正な実施に著しい支障をおよぼす恐れがある場合など法令等に定める開示の例外に該当する場合は開示しないことができる。

4. システム提供者

株式会社カナミックネットワーク

サポート担当窓口 電話 050-5306-5209

(平日 9:00~12:00、13:00~18:00)

5. 医療介護連携システム管理者

丸亀市地域包括支援センター

丸亀市大手町二丁目4番21号 丸亀市役所2階

電話 0877-24-8933 FAX 0877-24-8914

E-mail: hokatsu@city.marugame.lg.jp

本手引きのほか、各種申請書類は丸亀市の公式ホームページからダウンロードできます。

丸亀市ホームページ <http://www.city.marugame.lg.jp/>

くらしの情報（ライフイベント）>介護>医療介護連携クラウドシステム利用手引き